

請 願 番 号	請願第3号
件 名	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める請願
受 理 年 月 日	平成30年6月7日
紹 介 議 員	杉山利夫、柳原 覚、山口力也、服部勝弘、堀田信夫
付 託 委 員 会	厚生委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障害一元化が基本方針である。しかし、JR及び大手民営鉄道等の公共交通機関における運賃割引制度について、身体障がい者及び知的障がい者には適用されているものの、精神障がい者は除外されており、高速道路の使用料金についても割引は適用されていない。</p> <p>また、公益社団法人全国精神保健福祉会（精神障害者家族会の全国組織）が実施した全国調査では、精神障がい者は、就労が困難で所得保障が乏しく、経済的負担からデイケアや作業所を利用しない者もあり、外出を控えている実態が明らかになった。</p> <p>加えて、平成26年2月に日本は障害者権利条約の締結国となり、また、平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されたところであり、精神障がい者の自立や社会参加を進めるためにも運賃割引は必要不可欠である。</p> <p>さらに、昨年7月に岐阜県議会から精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書が国に対して提出されたところである。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める意見書を国に提出すること。</p>	
付 託 年 月 日	平成30年 6月19日 (火)
審 査 結 果	平成30年 6月25日 (月) 採択